

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (附加印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ナウル	ナウル共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とナウル共和国政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための贈与	100,000千円 ----- (注2)	H25. 8.28 ヌバ(フ イジー) で (同日) (注3)	日本側 大嶋英一(在ナウル 大使(フイジーにて兼轄)) ナウル側 シヤトロク・ベ ルニツク ナウル樫敏石 探掘権信託大臣兼通信公 社大臣兼ナウル公共事業 大臣	H25. 9.11 304号 (注4)

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。